

令和元年度山梨県森林審議会（第2回）会議録

- 1 日時：令和元年10月31日（木）午後1時30分～3時40分
- 2 場所：恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者（敬称略）
 - （委員）天野公夫、草野香寿恵、佐藤繁則、神宮寺守、辻一幸、日向治子、古屋利枝、別宮有紀子、若尾直子、若狭美穂子、若林一明、渡邊雄司
 - （事務局）林務長、森林環境部技監、森林環境部技監（森林整備課長事務取扱）、森林環境総務課長、みどり自然課長、林業振興課長、県有林課長、治山林道課長、中北林務環境事務所長、峡東林務環境事務所長、峡南林務環境事務所長、富士・東部林務環境事務所次長、森林総合研究所長、森林環境部主幹（林政）、森林環境総務課森林企画監、みどり自然課課長補佐、森林整備課課長補佐（2名）、林業振興課課長補佐、県有林課課長補佐、治山林道課課長補佐（3名）、森林整備課員（3名）
- 4 傍聴者等の数 2人
- 5 会議次第
 - （1）開会
 - （2）林務長挨拶
 - （3）森林審議会会長挨拶
 - （4）議事
 - （5）閉会
- 6 会議に付した案件
 - 富士川中流地域森林計画の樹立について【公開】
 - 平成30年度森林保全部会における決議案件について【公開】
 - 森林整備・林業成長産業化推進プラン（仮称）の策定について【公開】
 - 県産木材の利用の促進に関する基本方針（仮称）について【公開】
 - 林内路網整備計画の変更について【公開】

【司会】

定刻となりました。委員の皆様には、お忙しい中、森林審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は司会進行を務めます森林整備課の山口です。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから平成元年年度第2回山梨県森林審議会を開催いたします。

次に、本日の森林審議会の成立につきましては、森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。当審議会の委員数は15名で、現在、11名の御出席をいただき、過半数に達しておりますので、審議会が成立していることを御報告いたします。なお、●●委員につきましては、遅れて到着の予定となっております。なお、森林審議会の審議は公開となっており、後日県庁ホームページより議事録の閲覧が可能となります。また、山梨県森林審議会傍聴要領により、審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席を用意してございます。

次に、本日の資料の確認をお願いします。お手元の配付資料一覧表にありますとおり、本日の次第、

委員名簿、

座席表、

資料1-1「富士川中流地域森林計画の樹立について」、

資料1-2「地域森林計画書（富士川中流森林計画区）（案）」、

資料2「森林法第10条の2第1項の森林における開発の許可案件について」、

資料3「森林整備・林業成長産業化推進プラン（仮称）の策定について」、

資料4-1「県産木材の利用促進に関する基本方針（仮称）の策定について」、

資料4-2「山梨県県産木材利用促進条例」、

資料5「山梨県林内路網整備計画の変更について」、

以上となりますが、御確認いただき、資料が不足している場合は事務局にお申し出ください。それでは次第に従いまして、島田林務長より挨拶を申し上げます。

【島田林務長】

（挨拶）

【司会】

次に森林審議会会長より挨拶をいただきます。辻会長よろしくお願いいたします。

【辻会長】

（挨拶）

【司会】

ありがとうございました。次に、議長につきましては、森林審議会運営規則第3条により、会長が当たることとなっておりますので、辻会長よろしくお願いいたします。

【議長（辻森林審議会会長）】

それでは、規則に従い、しばらくの間議長を務めさせていただきます。議事に移ります前に、運営規則第7条により、本日の議事録の署名委員を指名することになっておりますが、これにつきましては、日向治子委員と渡邊雄司委員をお願いします。

まず、森林法第5条に基づいて樹立する「地域森林計画」については、森林法第6条第3項により、知事が県森林審議会に意見を聴かなければならないこととなっております。これに基づいて知事から諮問のありました、「富士川中流地域森林計画の樹立について」を、審議いたします。事務局より説明をお願いします。

【増田技監】

(資料1-1、資料1-2に基づき説明)

【議長】

いま富士川中流地域森林計画の樹立について説明が終わりました。御意見や御質問をお受けしたいと思えます。

【委員】

18ページのところになります。流木捕捉式治山ダムですけれども、山梨県は今スリットダム化を進めていると思うのですが、この富士川中流計画区でどのくらいのスリット化が進んでいるのかということをお教えください。

【山田治山林道課長】

富士川中流計画区のスリット化の進捗状況は、手持ち資料がないので、調べて後ほど回答します。

【議長】

では次の方。

【委員】

まず全体的なことをお尋ねしたいのですが、2ページのスライドの2です。先ほど社会長が(挨拶で)市町村の体制が弱いということをおっしゃいました。それで、国が全国の森林計画を作り、それに即して都道府県、つまり山梨県が地域森林計画を作り、これに適合するように市町村が計画を作るという形になっているのですが、山梨県は、市町村の計画に対して、どのような補完というか、力の入れ方をしているのか。多分、市町村によって、森林の状況は違うと思います。たくさん森林がある市町村もあれば、あまり森林がない市町村もある。そういったそれぞれの市町村の森林整備計画を見た上で、どのような手助けをしているのか現状をお聞かせいただけますか。

【増田技監】

市町村森林整備計画の策定においては、市町村の職員が森林・林業に関して必ずしも専門的な知識を有している方ばかりではないことから、県としては、各林務環境事務所の森林計画担当者や、林業普及指導員が各市町村に対し、技術的な部分も含めて指導をしながら作っていただいています。

【委員】

今は指導という言葉あまり使わないかもしれませんが、また、市町村によって森林の量が違うと思いますが、その違う森林を持っている、例えばたくさん森林を持っているところとそうではないところと、山梨県としても力の入れ方は違ってくると思いますし、予算的な財政的な補助にも関係していくの

ではないかと思うのですが、それについてはいかがですか。

【増田技監】

各市町村によって森林の状況が異なることはその通りです。しかし、力の入れ具合が異なるということではなく、それぞれの市町村の状況に応じた助言を心がけております。森林の資源量について、県庁で持っているデータを提供したり、いろいろな技術的なアドバイスをしたりしています。財政的な支援については、森林計画を作成する部分においては行っておらず、データの提供を含めた人的な支援を行っております。

【委員】

分かりました。では、計画の中には、山梨県は各市町村に対し、それぞれの状況に合わせた財政的な支援をするといった文言は盛り込まれてないということですね。分かりました。盛り込まれるといいですね。

【議長】

はい、次の方。

【委員】

12 ページ目のスライドにある機能区分についてお聞きしたいのですけれども、こちらに森林の様々な機能が挙げられています。この中に二酸化炭素の吸収能力に関して記載がないのですが、これは非常に重要だと思うのですが、なぜ載っていないのかお答えいただければと思います。

【増田技監】

地球温暖化防止の機能については、森林が温室効果ガスを吸収するということですが、全ての森林がその機能を有しているということで、特にこの機能に着目した区分はここには入っていないということです。

【委員】

例えば、森林を伐採したりすると、CO₂を放出する形に傾きますし、それから植林をして成長過程で吸収して、木が大きくなると、CO₂の収支として、正味では放出も吸収もしていないということは御存知だと思うのですけれども、もちろんそれをその面的に山梨県内あるいはこの流域で、どういう林齢の森林があって、それらがどれぐらいCO₂の放出吸収に寄与しているのかという研究はされていると思うのですが、それをこの富士川中流域の森林計画には載せる必要がないという、そういう方針ということで、そういう理解でよろしいですか。

【増田技監】

はい。地球温暖化防止対策につきましては、この計画の計画事項にはなっていませんが、森林の整備の目的の大きな一つが地球温暖化防止対策ということで、間伐を中心にやっております。この計画の中では記載していませんが、別途、地球温暖化対策としての位置付けをしております。

【議長】

はい、次の方。

【委員】

9ページの人工林の齢級別構成について質問させていただきます。50年生以上の面積が74%を占めるということは、このグラフによってとてもよくわかるのですが、その後が続いていく若い木の数がすごく少なく、これが継続した森林に繋がっていくのかどうかということが心配な感じがしました。ある程度、齢級のばらつきが均等でないと、恒久的に森林が成り立っていかないのかなと感じたので、その辺がどのような展望なのかということをお聞きできればと思います。

【増田技監】

委員御指摘のとおり、非常に偏った齢級構成になっていることは課題だと捉えておりまして、できるだけ平準化していくことを、これまでも施策として位置付けて取り組んで参りました。具体的には、主伐期に入った森林を伐って植え替えるということですので、木材利用等を含めて、主伐の促進とその後の再造林を進めていきたいということで本計画も作成しております。

【委員】

ありがとうございます。やはり間伐の時にどうしても細い木が切られると思うので、その間伐などのときに、森林の知識が豊富な方がついていただいて、計画的な森林を作っていくということがとても大切なのではないかと資料を見て感じました。ありがとうございました。

【議長】

では●●委員。

【委員】

素人の質問で申し訳ないですけれども、例えば、計画ですから多分予算に裏付けされた計画だったのではないかと、もう過去のデータみたいですが、実行されたパーセントが低いという理由が、間伐では荒廃森林が多かったということで、実行されたのは46%ということなのですから、これは、予算はあまり関係なくて、荒廃森林で細いからという意味ですか、例えば予算との兼ね合いなどはあまりなくて。

【増田技監】

計画を作る時には必ずしも予算の裏付けをして作っているわけではありません。基本的には今の山にある資源量と齢級構成を見て、それを今後どう誘導していくかという考え方で、資源計画という言い方が適切かどうかわかりませんが、資源上好ましい方向にどうやって進めるかという考え方で作っているものです。計画面量については、そういった趣旨のものです。実行については、基本的には補助事業を使って実行しているものもございますので、予算の状況に左右されるという側面もございます。それ以外に、施策として、過密化したところを中心にやったとか、台風があってそれに対応して、など計画期間中の事情により、計画面量に対して上回ったり下回ったりとなりました。

【委員】

大変勉強になりました。予算はあまり関係なくて計画を作るということですか。自分自身の経験だと、何か予算がないと、計画が立たないのかなという考えがありまして。どうもありがとうございました。

【議長】

次の方。

【委員】

間伐についてお伺いしたいのですが、富士川中流域の要間伐面積というのわかりますか。

【増田技監】

いま手元に資料がありませんが、要間伐森林というのは、森林計画制度上で位置付けている要間伐森林ということでしょうか。

【委員】

数ではともかくとして、実行が計画の半分で、また次の5ヵ年もまた半分、同様な計画となっています。今回が46%の実行歩合という中で、次にまた350というような計画値が掲げられています。計画ですからそれはそれでいいですけども、どのようなことを考えているかということを知りたいのです。過去には、切り捨て間伐として相当伐れていたのですけれど、それは材積に計算したかどうかかわかりませんが。材積に計算するとみんな利用間伐で出さなければならないものですから。地形が急峻な地域では、搬出するには赤字になりますから。創設された森林環境譲与税をうまく利用して進めていただけたらありがたいと思うのですが、具体的な考えがあったらお答えいただきたいと思います。

【増田技監】

委員から御指摘があったように、間伐の方は実行量が計画に比べて落ちているのですが、今後、市町村が主体となって、森林環境譲与税を使って森林経営管理制度を活用した間伐が進むよう、市町村に助言して参りたいと思っております。

【議長】

はい、よろしいですか。では●●委員。

【委員】

はい、ありがとうございます。スライドの8で、ちょっとお尋ねいたします。人工林の種別なのですが、ここに大きくスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、その他という形で書いてありますけれど、木材の価値として、また、これから、森林面積の多い山梨県が人工林を管理していく上で、このバランスは適切なんですか。多くの木材を地産地消で山梨県の人に使ってもらいたい、もしくは、他県で使ってもらいたい、チップにするのではなくて、木材として使ってもらいたい、と考えたときに、この種別で、この割合で適切なのか、その辺を聞かせください。

【増田技監】

現在の樹種別割合は、基本的には適地適木という考え方でそれぞれの樹種の生育に適した土地に、適

した木を植えていくという結果でこのようになっていきます。今後の木材利用を見据えてこの構成を変えるのかどうかとことについては、一部はそういうこともあるかもしれませんが、基本的には大きく変わるということはないと考えています。

【委員】

ということは、山梨県の木を建築に使いたくなるというような雰囲気ではないようなんですよね。ちょっと木材を取り扱う人に聞いたのですが、山梨県産の木材は、あまり建築には使えないっていうようなことを言っていたのを聞いたんです。それでじゃあどういふふうにしたら、山梨県の木が使われるんですかって言ったら、建築に適するような、しっかりとした木であれば使いたけれど今は違うところから取り寄せるっていうようなことを木で家を建てる県内の人たちが言っていたので、もしこういった計画を作るのであれば、今後、山梨県の木が大きな柱になるっていうようなことを見据えた人工林ができればいいなと思ったんですけど、それはちょっと無理だっていうことですね。

【増田技監】

先ほどは樹種について申し上げましたが、山梨の木材が使いにくいと、その方がどういう趣旨でおっしゃっているのかよくわからないのですが、例えば同じスギでも、仕立て方というか、育て方、例えば本数をどのようにコントロールしていくか、年輪幅をコントロールしたりしていくかといったことは可能だと思いますので、そうした施業方法により、ニーズにあった材を生産していくことは可能だと思います。

【鷹野林業振興課長】

一部補足を林業振興課からしたいと思います。

県内の、例えばヒノキ、スギは、従来の柱材として非常に有望な樹種で、県内のヒノキにしても寒暖の差によって非常に強度が出やすいということや、木材の木目がよいということで、決して建築材に向かないということではございません。

また、カラマツという種類がありますが、以前はそのまま使いますと、もともとねじれが生じやすいということで建築資材ではなく土木資材として使っていたのですが、近年は合板とか集成材の原料として、板状あるいは薄くむいて合板にして接着することで、山梨県内のカラマツは非常に強度があることから、本年5月に身延町内に稼働したキーテックという合板工場でもスギ・カラマツが使われています。

委員のおっしゃられた、県産の木が家に、というところですが、県内の製材工場が減っていることもありまして、なかなか県内の家に県産木材による建築材が届かないということがございまして、冒頭の林務長の挨拶でもありましたが、9月の末に、いわゆる木材を生産する方、木材を加工する方、木材を流通される方、工務店のチェーンをつないで、供給体制を強化しながら県内の製材加工場の取り扱っている量を順次増やしていき、県内住宅に県産木材が使われるような事業を始めたところでございます。

【委員】

分かりました。もし工務店まで届くという流れがうまくできたら、私がちょっと伺った人は、その情報が届いてなかったということになりますので。

【議長】

●●委員に補足をお願いします。

【委員】

簡単に説明いたしますけど、山梨県のスギ、ヒノキ、カラマツ、他県に比べまして強度は強いです。木材性能は、山梨県内の木材の方がはるかに高い。そういう状況です。やっぱりね、冬と夏で、気温の差がありますから、山梨県は。九州のね、スギは育つんですよ、どんどん、だから目が粗いんですよ。強度ないんですよ。だから場所によって、木材の強度ってのは大分変わってきます。山梨県のスギ、ヒノキについては製品にした場合ね、非常に強度があります。ただ残念なことに、今までですね、建築屋さん、簡単に言うと、住宅作るのに、国産材を使ってなかったのは10年前までなんです。みんな輸入材だったんですよ。その輸入材の値段が安かった。ここにきましても県の方でも一生懸命ね、いろんな施策やっていただいております、国産材っていうことを今、国の方から、いろんな省庁がね国産材、地域材、山梨県においては県産材という読み名で今一生懸命やり始めたところなんです。今後、間違った、認識をしてる建築屋さん。それから、木材扱ってる方々も、ちょっとその辺のね、認識が違う人が結構います。そういう点で考えますと、山梨県木材協会、県森連等々がいろいろ取り組みをやっていこうとしているところです。ですからもうちょっと温かい目で見ただけで大変ありがたいと、そんなところです。それともう一つ、木材が成長する過程で、山でね、CO2吸収してます。放出はしません。成木になったら、固定化といいます。だから、その辺りも、木をたくさん使わないと山を守れないというのはありますので、ぜひ委員の方には、愛着を持って、山林それから、住宅についても、山梨県の県産材を活用していただけるようにPRしていただければ大変ありがたいと、そんなところでございます。

【山田治山林道課長】

最初に御質問がありました、富士川中流森林計画区に流木捕捉式治山ダムがどのくらい設置されているかについてですが、小規模のものを含めて11基設置されております。

【議長】

だいたい時間が経過しましたが、よろしいでしょうか。では本案件の質疑はこれで終了します。この後、事務局では計画の内容を次回までに検討していただきたいと思っております。

では次に移ります。「平成30年度森林保全部会における決議案件について」を議題といたします。森林における開発行為の許可に関する事項については、山梨県森林審議会運営規則第8条第6項及び附則により、森林保全部会の決議をもって審議会の決議とすることができることとなっており、本件は、これに基づき、昨年度に森林保全部会で決議を行った林地開発許可案件の報告であります。これにつきましては、森林保全部会の若林部会長より報告をお願いします。

【若林部会長】

保全部会長の若林でございます。山梨県森林審議会運営規則第8条第6項に基づき、森林保全部会の決議案件の報告を致します。森林法第10条の2第6項により知事から諮問があった、森林における開発行為の許可に関することにつきまして、平成31年3月22日に森林保全部会を開催し、審議いたしました。諮問案件の概要につきましてはお配りしております資料2のA3を御覧いただきたいと思っております。申請者は山梨県建設業協同組合でございます。場所は南巨摩郡身延町遅沢、富士川と早川が合流するところより少し上流の、あけぼの大豆の産地となっている地域でございます。開発行為の目的は建設残土処理施設の設置で、リニア中央新幹線の建設工事発生土の置き場でございます。開発行為に係る事業区

域面積は 10.7086 ヘクタール。うち森林面積は 9.7021 ヘクタールでございます。この開発行為につきまして審議しました結果、山梨県林地開発行為許可申請に係る審査基準に適合していると認められるため、意見なしで答申しました。なお、本案件は平成 31 年 3 月 29 日に許可となり、完成予定は令和 11 年 3 月とのことであります。以上、保全部会における決議案件の御報告を致します。

【議長】

ありがとうございました。若林部会長からの報告が終わりましたが、今の件についてよろしいでしょうか。いいですね。ではありがとうございました。

次に進みます。続きまして「森林整備・林業成長産業化推進プラン（仮称）の策定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

【前島森林環境総務課長】

（資料 3 に基づき説明）

【議長】

事務局の説明が終わりました。では、この推進プランについて、皆様の御意見や御質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

ちょっと細かいことで、大きな金額になるものではないかもしれませんが、林業の成長産業化の推進の中の、一番最後、栽培きのこの新品種や薬用植物の産地化による収入の確保という項目がございます。前にも栽培きのこのことがあったと思うんですけど。これはどのくらいの成果を見越しているのか、お聞かせください。

【議長】

はい、事務局。

【鷹野林業振興課長】

栽培キノコの新品種については、クロアワビタケで、新品種を県独自に森林総合研究所で開発をいたしまして、商標登録として「山梨夏っ子きのこ」という名前で販売／展開をしているところです。キノコ生産者の方にキノコが出る主菌とか菌床というものを提供しながら、生産技術の開発を重ねていくのと、販売先を広げていくことを考えています。昨年度は約 320kg 程度の生産量でしたが、ことしは 9 月末の段階で約 900kg くらい。また、春に県内で開催された食育全国大会や、特産品フェア等で、試食または販売を行うほか、東京豊洲市場で 9 月に知事が富士の介やフルーツとともにこの山梨夏っ子きのこをトップセールスしました。産地化に向けて、生産量を増やしていきたいと思っています。また、薬用植物については、ダイオウというものを商標登録して、まだ品種登録は出願中です。先程の山梨夏っ子きのこも出願中で審査中です。ダイオウについては製品化するまでに非常に時間がかかるので、現在は生産者にとりいう段階ではなく、こういった環境で生産が可能なのかをやっているところです。

【議長】

よろしいでしょうか。

【委員】

知事のトップセールスで、富士の介、それは耳にすることがあるんですけど、山梨夏っ子きのこというような名前をあまり聞いてないので、もっとネームバリューが広がるような工夫も必要なのかなあというふうに思うんですね。それで、一緒にセットにして、新しい食の提供ということで他県や、それから他の国に取られないような形で、大きく育てていって欲しいなというふうに思いますので、その点も留意して、早め早めにつばつけて、展開していて欲しいなというふうに思います。

【議長】

はい、では●●委員。

【委員】

質問は一つずつということですので、最初に、1の本県の森林の将来像の2040年という数字は、どいう根拠で出ているんでしょうか。別に何年でもいいでしょうけれど、なぜ2040年。

【前島森林環境総務課長】

2040年は今から約20年後になりますが、県の総合計画の将来像が2040年ということですので、それに合わせております。

【委員】

それでは、内容の方の質問なんですけれども、林業の成長産業化っていうか、林業が成長すれば、県産材の需要が高まるということと、また逆に、県産木材が拡大すれば林業が発展すると、同じことだと思えますけれども、私の質問はですね、スマート産業っていうことを謳って2040年まで、ICTを活用したスマート林業ですか、ここに書いてある通りだと思いますけれども。まだプランの施策の展開方向というものですから、この中にはちょっとあまり見られないと思えますけれども、しいてちょっと見ると、林業の成長産業化の推進の中にサプライチェーンの構築という中にあるのかなと思えますけれども、具体的に、これから施策を作る方向として、スマート林業っていうのは、どういうふうに何ですかね、施策の中に表していくのでしょうか。スマート林業というのは多分これから5Gのこともありますし、多分、避けて通れない道だと思いますけれども、どこに、たぶん、影に隠れてて出すのはちょっと難しいかなと思えますけれども。

【鷹野林業振興課長】

スマート林業のイメージは図の通りですが、やはり生産性の向上、もちろん木材の価格が上がるのが一番いいのですが、生産性を効率化して収益を上げていかないと、林業の成長産業化は難しいということなんです。先程の話の具体的展開ということのなかでは、サプライチェーンの構築というところでは、こういった流れを作っていくって、そこにICTとか、2040年度というと、いろいろなものが発達していきますので、そういうものとの連携を図りながら、取り組んでいく必要があると考えています。もう一点、それを担う担い手を作っていかなければいけないということで、高度な知識と技術を有する担い手の確保と育成ということを考えるため、現在、林業の担い手の育成のあり方検討委員会により議論しているところです。委員会の結果も含めて、今後の施策に反映させていきたいと思っています。

【議長】

よろしいですか。

【委員】

富士川中流地域森林計画の案でとても素晴らしいと思ったのが、42ページの境界の明確化や森林GIS等による森林情報の整備、森林の境界を明確化するというのがとても大切だということと、その下の、森林所有者自らが実行できない場合として、市町村が経営管理の委託を受けて、林業経営に適した森林については林業経営者に再委託、再委託できないものについては市町村が自ら経営管理を実施とあるんですが、やはり森林というのは、10年や20年で何とかなるものではないので、何代かにわたって、森林に関わっていかなければならないものだと思うんですが、山の相続という時に、林業に携わっていたら受け継いでいけるんですが、たまたま違う職業についてしまっていると、やはりこの、自らが実行できないものというのが結構増えてくるのではないかと思って、相続した時点で、自分の相続した森林がどういう森林であって、どのように対処しなければならないのか、また、市町村に相談できるのかという情報が速やかに伝えられること、こうしたことが、やはり荒廃していく森林などを減らしていくためにも大切かと思うので、必要なタイミングでの情報提供ということを考えていただけたらと思いました。

【議長】

御意見ということでもいいですね。

【増田技監】

今お話いただいた森林管理制度については、市町村が主体になるのですが、現在手入れが行われていない森林の所有者の方に対して、市町村の方からあなたの森林をこれからどのように経営管理していくおつもりですか、という意向調査を計画的に実施していき、経営管理できないとして市町村に任せたいという森林については、市町村がそれを引き受けて経営管理を実施していくという仕組みになっており、市町村が各森林所有者の方に順次調査をしていくということになりますので、そうした形でここに書かれている取り組みを進めていくことができると考えています。

【委員】

会長からも、市町村が大変だというお話が冒頭にありましたけれども、やはり森林環境譲与税などが、そういったところで手厚く市町村の方に提供されて、森林管理がうまく回っていくようなシステムが構築されればと思います。

【議長】

では、●●委員。

【委員】

施策の展開方法の中の、2の林業の成長産業化の推進で、先ほど林業振興課長さんからも説明がございましたけど、林業の担い手の確保、育成についてでございますけど。担い手の育成については、高度な知識と技術を有する指導者が非常に必要じゃないかということでございますけど、残念ながら、山梨県には、林業大学とか、そういうものはございません。隣県の長野県、また隣県の静岡県には立派なそういう林業大学がありますし、山林県の山梨県にも、ぜひそういう高度の教育機関を作っていただき、

林業振興に役立てていただきたいと、そんな考えでございますけど、よろしくお願いします。

【鷹野林業振興課長】

かねてから業界団体から他県にあるような林業大学校の設置という要望が出されているところです。今後の林業を見据えた上で、高度は知識と技術を有して、高性能林業機械や ICT を活用して生産性の向上を進めていかなければならない これは大きな課題というところではあります。

全国的には 18 府県において林業大学校があり、まさにその点を含めて、検討委員会にて議論のテーマとして意見をいただいているところですので、結果を施策に反映していきたいと思っております。

【議長】

この件についてもう一人。

【委員】

No.2 の 3(1)の四つ目、森林空間の利活用のところではあります。全て気になるところではありますが、一点、森林環境教育の推進というところをどのように考えているのかをお聞かせいただければありがたいです。

【議長】

はい、事務局。

【関みどり自然課長】

森林環境教育の推進につきましては、従来よりマニュアルをつくり、各学校に配布するなどして具体的な方法などについて周知を図ってきたところではあります。しかしながら、前回マニュアルをつくったのが 10 年前でございますので、制度や森林環境教育への取り組み方がいろいろ変化していく中で、今年度改訂をしているところではあります。その作業の中で、教育機関関係の方にも加わっていただいて現在作業を進めているところではあります。従来型の私どもの林業に関わる側からのメッセージがいろいろありますが、それだけではなかなか教育現場では活用しがたいという中で、現場の先生と意見を交換して、現場で使ってもらえるようなものが作れるか、御意見をいただきながら改訂作業を進めているところではあります。今後、教育機関と相談、情報交換するなかで、使いやすいマニュアルを作って、作った後で活用されるように取り組んで参りたいと思っております。

【委員】

ありがとうございます。そのマニュアルを作って、先生たちに教育していくということは分かったのですが、現実的に先生がどのように対応していくかということ、知識として分かっているけれども、現場で森林というものに分かっていないと思うのです。例えば、今回の地域森林計画案の中には、ボランティアや地域団体が協力、連携すると謳ってあるんですけども、私たちもそれをしてはいますが、先生の理解力がなければ、子供たちにそれが伝わらないし、森林の、例えばですね、緑化推進機構では、このような「くらしと森林」という冊子を作っているんです。県下の 5 年生だけに渡してはいますが、これは私も自分の環境教育の時に、これを拡大して、パウチして、子どもの教育に使用していますが、これ、子どもたちに渡しても先生は見えていないし、子どもも、もらったらもうどこかにしまってしまうという、こんないいものを作っているのに、本当にもったいないと思うんです。そして、「木もれ日」にもいろんな子どもたちの活動が載っているんですが、イベントなどで実際に学校の中で何かするとい

うところがまだ欠けていると思うので、ぜひこの利活用の中の環境教育の推進というところ、きめ細やかな何かを作っていただけると、もっと大切な森林の教育ができるのではないかと考えています。

この冊子、皆さん御存知でしょうか。緑化推進機構で毎年作っているのですが、とてもいいことが書いてあります。ぜひ、このところを先生に教育してほしいです。子どもたちは分かっていますが、先生の方が理解や興味がないと繋がらないですね。私も現場で森林環境教育を行っていますが、先生のなかでも理解には大きな差があって、興味のない先生は環境教育の題材として森林を使ってはくれないし、ぜひそこへ力を入れて、利活用に取り組んでいただきたいなと思って、これは意見です。

【議長】

ありがとうございました。貴重な意見をいただきました。次回にも、このプランを整理した内容で進めたいと思います。

次に進めさせていただきます。次は「県産木材の利用の促進に関する基本方針について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

【鷹野林業振興課長】

(資料4-1、資料4-2に基づき説明)

【議長】

はい、事務局の説明が終わりました。県産木材の利用の促進に関する基本方針を今年度中に作るという内容です。次回にも検討会で御意見をいただきたいと思いますが、御意見、御要望がありましたらお願いします。

【委員】

大変すばらしい方針だと思うんですけども、特にその公共建築物の木造化、木質化の推進というところで、お聞きしたいんですけども、先ほども学校で森林環境教育を推進していく上で、例えば先生ですとか、子供たちの興味ですとか理解がまだまだだという話があったんですけども、学校自体を木質化していくことによって、相乗効果で、理解が進んでいくのではないかと考えているんですけども、そのためにも山梨県内の小中学校をなるべく早く、やっぱり木材で建て替えていただきたいと思っています。すごく個人的にも願っているのですが、それを推進するために、どのようなことが、今後必要になるか、課題等、ですとか方針等をお聞かせいただければと思います。

【議長】

はい、林業振興課。

【鷹野林業振興課長】

木造の建築物については、林野庁・国土交通省でも力を入れていただいております、建築基準法を見直す中で、校舎の仕切りを作ると耐火・準耐火の区分が低い基準でできるとか、資材の不燃性の開発も進んでいるところです。そういった情報をきちんと我々も小中学校を所管している市町村の皆さんにお伝えしていくことが大切です。公共建築物についてはすでに取り組んでおり、市町村で計画をしている公共建築物を毎年照会し、施設を木造で検討できないかということ、私どもや出先の事務所長を通じて直接働きかけをしたり、木造建築物をすすめるパンフレットを作って働きかけをしています。

【議長】

はい、他にいかがでしょう。

【委員】

県産木材の利用推進ということなんですが、私県内のいろいろ林を見てましてね、間伐が適正に行われていなくて、細い木材が非常に多いということ、そしてそれがあとですね手入れをして間伐をした時に、住宅用木材に使用できないものも多いということをお見せさせていただいております。こちらの利用促進というのが、やはり付加価値の高い、いわゆる建築資材ということが中心になってますけれども、そこに適合しないようなものの木材ですよ。そういうものなんかの新たな製品開発みたいなものというものは、今後盛り込む予定がないのかどうかちょっとお聞きしたいなと思っております。

【鷹野林業振興課長】

まず、間伐の件ですが、適切な整備を進めた中で健全な森林にしていくというところです。実際にその細いもの、いわゆる低質材といわれるものは、木質バイオマスの利用とか、伐採をするときに建築用として使えるものと使えないものということも有り、なるべく未利用なものを出さないという形で、それぞれの用途に合った使い方をして、なおかつそれをお金に換えていくような仕組みにしていくようにしていきたいと考えています。

【委員】

ありがとうございます。ちょっとチップとかそういうことよりも、もう少し付加価値の高いね、例えば環境教育にも利用できるようなものも少し考えに入れていただけると、もっとよりよい県産材の利用が図れるんじゃないかなと思いますので、今後またその辺のところ、検討お願いいたします。はい。

【議長】

要望ですね。はい●●委員。

【委員】

先ほど質問させていただいた、山梨県の資源としての木材、樹種これでいいのかって言ったところがここに通じるわけですが、こうやって条例を作って進めていく以上は、それぞれにしっかりとした流れを作っていないといけないと思うんですね、先ほどもおっしゃったように、付加価値の高い製材をどうやって作っていくか、山梨県は全国と比較してチップの割合と付加価値の高い製材の割合が逆転しています。これだけ森林があるのに、この逆転現象っていうのはちょっともったいないなあというふうに思うんですね。それで、条例を制定した場合には、これの実行を促進するための計画を、しっかりこうロジックモデルのような形でアウトカムをし、そこに数値目標を入れていくというようなことを視野に入れた流れを作っていただきたいな、そしてこのチップの割合と付加価値の高い製材の割合というのが、逆転するというようなことを目標としたような指標を作って、その効果がしっかりPDCAサイクルの中でわかるような形で、この文言も作っていただきたいと思います。

【議長】

要望でよろしいですね。もう一人、●●委員。

【委員】

5番目の利用促進のための方策に関する事項の一つなんですけれども、これから細かいことが出てくるのかもしれませんが、3番目の加工等の体制の整備っていうのは、ちょっと具体的に簡単にどんなことを考えられてるのか教えていただきたいと。

【鷹野林業振興課長】

先ほど、製材等が伸びていくためには、求められる品質、性能等に応えられるような木材の加工施設にしていかないと、先程の供給のチェーンが崩れてしまいますので、そういった施設整備や技術的な支援について引き続き行っていく必要があると考えています。

【議長】

昨日の山梨ウッドチェンジネットワークについても説明をお願いします。

【鷹野林業振興課長】

昨日、山梨ウッドチェンジネットワークというものを立ち上げまして、構成は、行政として県が入っていきまして、木材関係では森林協会、森林組合連合会、山梨県木材協会、商工団体として甲府と富士吉田の商工会議所、山梨県商工会連合会、山梨県経済同友会。建設事業者として建設業協会。設計もしていけないと木造は成り立っていきませんので、建築士事務所協会、といった10社による協議会を立ち上げたところです。目的は、民間建築物等への県産木材の利用を促進することです。まず、木造のイメージをチェンジしていく。例えば、木造が地震に弱いのではないかとか、火事はどうなのか、あるいは価格的に高いのではないだろうか？ということ、実際の現状をお知らせするなかで、木造のイメージを変えていく。そういった中で、商工の団体の皆さんに、木造に興味を持っていただく、老朽化している店舗などを木造に変える、あるいは内装を木造にすることで暖かみや高級感が出ないか。そんなきっかけにしてもらいたい。ネットワークには、専門家の皆さんがいますので、具体的に興味を持っていただいた方の疑問を、このネットワークの中で答えていき、県内の民間建築物の木造を進めていきたいということです。特に店舗・事務所・倉庫というのは木造の割合が低いということでございまして、ネットワークを通じて木造・木質化を進めていきたいと考えています。昨日の設立総会とその取り組みを進めるための運営委員会では、専門家による講演のほか、各委員の皆様から活発な意見をいただいたところです。12月7日には、シンポジウムも予定をしておりますので、参加していただけるとありがたいです。

【議長】

最後に「山梨県林内路網整備計画の変更について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

【山田治山林道課長】

(資料5に基づき説明)

【議長】

はい、事務局の説明が終わりました。では、このことについて皆さんの御意見、質問がありましたらどうぞ。10年間の計画を今年度中に作成するということですね。

【山田治山林道課長】

はい、その通りです。

【委員】

4の「計画の柱」の最後に「市町村営林道の整備促進」というのがありまして、ここに「市町村が経営管理する森林の適切な施業に必要な市町村営林道を効果的に配置」とありますが、近年、想定外の豪雨や土砂崩れなどがあり、市町村が林道管理として対応するにはちょっと規模が大きすぎるような破壊といったことも、今後10年の間には、起こる可能性が高いような気がします、山梨県のように森林が多いと。そういうときは、県が支えるというようなこともしっかり入れ込んでいくのでしょうか。

【山田治山林道課長】

市町村営林道については、現在411路線開設されています。台風等で災害を受けた場合は、県も協力しながら災害の調査を行ったり、国の災害補助事業を活用しながら復旧することになると思います。また、大規模な林道を開設するのではなく、傾斜に応じて林道や作業道等を絡めながら開設することとしています。急傾斜のところには林道を開けるのではなく、索道を考えており、なるべく環境負荷が掛からない林道にしていきたいと思っています。

【委員】

ありがとうございました。近年、想定外のことが起こりますので、ここに関してはしっかり市町村を支えることが必要だと思うのと同時に、被害状況を把握するという点についても、かなりタイムロスがあって、2週間も経ってから被害状況がやっと分かったといったことがよくありますので、その辺も速やかにするような対策があらかじめ必要で、想定外だったという言葉を使わなくて済むような計画をしていただきたいと思います。

【議長】

はい、要望でいいですね。では、時間も予定より過ぎておりますので、他にも御意見があると思いますが、閉めさせていただきます。これで議長の役目を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

【司会】

どうもありがとうございました。最後に「その他」として、みどり自然課長より山梨県緑化計画のパブリックコメント開始の報告がありますのでよろしくお願いします。

【関みどり自然課長】

昨年から今年の1回目にかけて御審議いただいた、山梨県の緑化計画について現状を報告させていただきます。現在10月29日から来月11月11日まで、パブリックコメントを実施しております。今後の予定ですが、パブリックコメントで出ました意見を踏まえまして、年内には計画を発表したいと考えておりますので、御報告いたします。

【司会】

もう一点、事務局から、次回の予定について御説明します。第3回の審議会については、12月19日午後1時30分から開催を予定しております。詳細については改めて御連絡いたしますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

閉会に当たりまして、島田林務長より挨拶申し上げます。

【島田林務長】

(あいさつ)

【司会】

それではこれもちまして森林審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

以上